

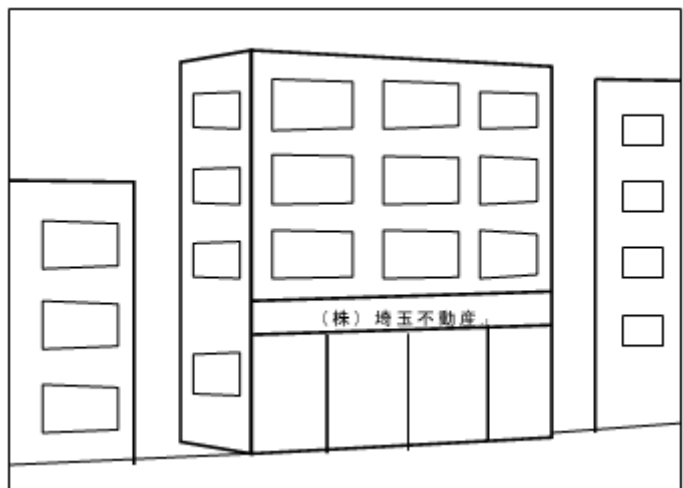
写真撮影方法について

事務所の写真

- ・ 鮮明に印刷されたカラー写真で、3か月以内に撮影したものを添付してください。
- ・ 写真の紙質は問いません。カラープリンタの印刷物も使用できます。
- ・ 事務所が複数ある場合は、事務所ごとに作成してください。
- ・ 提出された申請書添付写真だけで免許要件を満たすかが確認できない場合、追加撮影を求める場合があります。

(1) 建物全体

- ・ 事務所使用部分だけでなく、建物全体を撮影してください。
- ・ 上下端から左右端まで切れのないように撮影してください。
- ・ 1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて撮影してください。

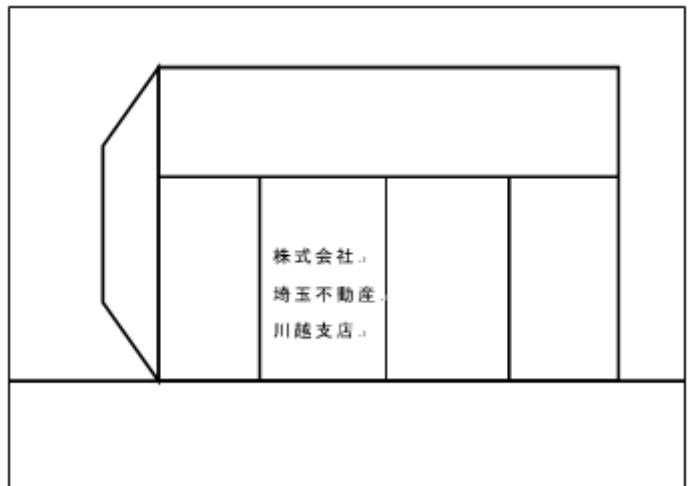


(2) 事務所入口付近

- ・ 事務所の入口に商号又は名称を掲示して撮影してください。
- ・ 法人業者は、株式会社・有限会社等を含めた商業登記簿に登録された商号を掲示してください。ただし、(株)・(有)等の略称は認められません。
- ・ 個人業者は、免許申請書第一面の「商号又は名称」に記入した名称を掲示してください。
- ・ 従たる事務所の場合、商号又は名称に加え、申請した事務所名の表示が必要です。
- ・ 次ページのイ又はウに当たる場合、事務所の独立性(p. 5~6 参照)を確認しますので、建物入口から事務所入口までの経路について、写真を複数枚撮影し添付してください。

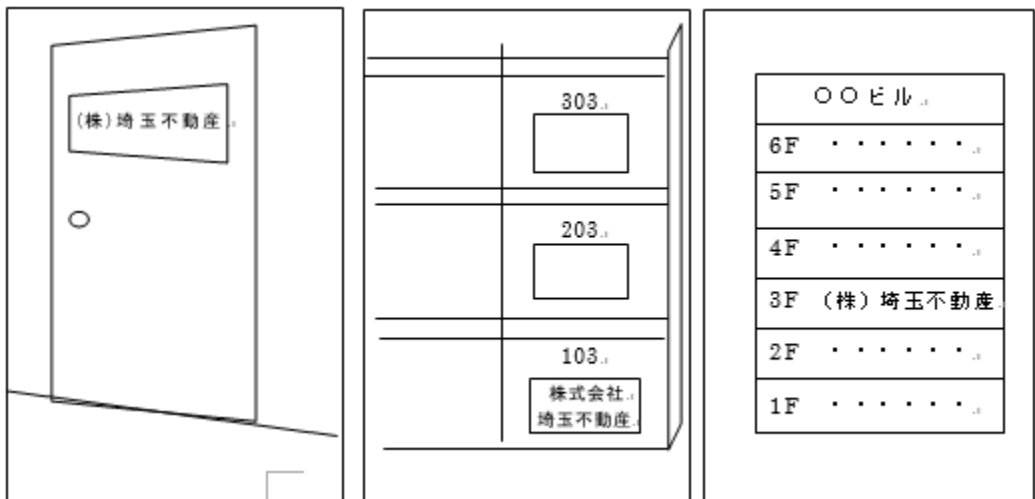
ア 建物の入口と事務所の入口が共通である場合

- ・ 建物の入口に、商号又は名称（及び従たる事務所名）を掲示して撮影してください。



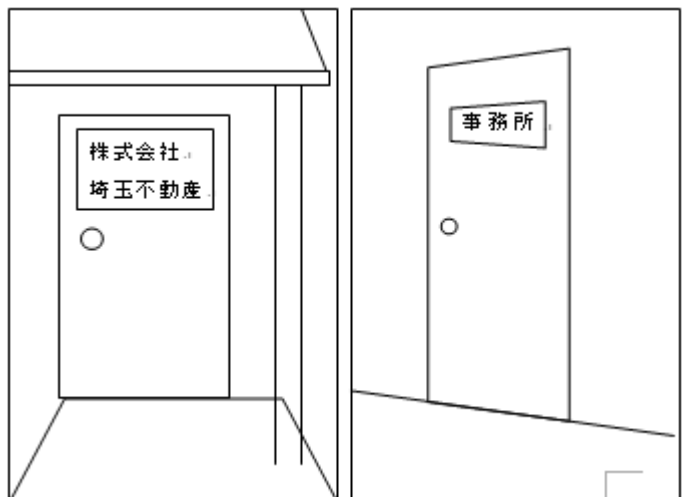
イ 事務所がビル内等に所在する場合

- ・ テナントの入口に商号又は名称（及び従たる事務所名）を掲示して撮影してください。
- ・ また、集合ポスト又はテナント表示部分を撮影してください。
- ・ 建物入口から事務所までたどれるよう、通路、階段、エレベータ等を撮影してください。



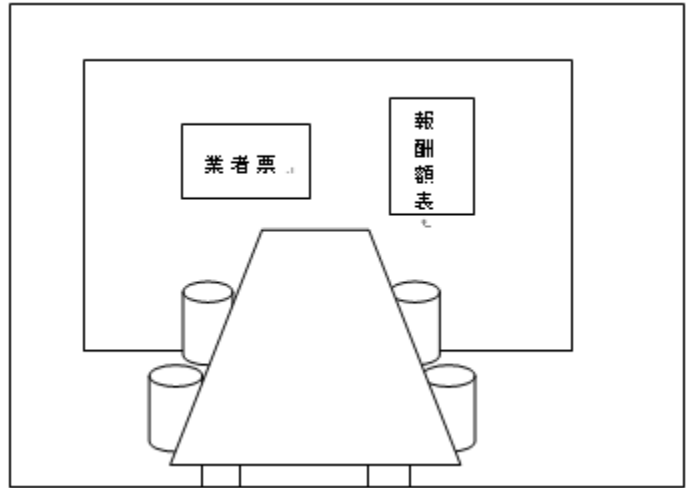
ウ 自宅の1室を事務所とする場合

- ・ 自宅の入口に商号又は名称（及び従たる事務所名）を掲示し、事務室の入り口に「事務所」と掲示して各々撮影してください。



(3) 業者標識等の部分

- ・ 免許換えを除く新規申請では、添付不要です。
- ・ 業者票と報酬額表が、応接場所などの来客に分かりやすい場所に掲示してあることが分かるよう撮影してください。



ア 業者票の拡大写真

- ・ 正しい内容が記載されていることを確認しますので、文字が読めるように撮影してください。
- ・ 変更届出と更新申請を同時提出する場合は、変更後の内容が記載された業者票を撮影してください。

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 知事
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号 ()

イ 報酬額表の拡大写真

- ・ 改正後の最新書式を掲示しているか確認しますので、最終校正日等を読み取ることができるよう撮影してください。

<p>二百万円以下の金額 二百万円を超え四百万円以下の金額 四百万円を超える金額</p>	<p>百分の 百分の</p>	<p>第一 定義 この告示において、「消費税等相当額」とは消費税法（昭和六十二年法律第百九号）に規定する課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額に相当する地方消費税額に相当する金額をいう。</p> <p>第二 売買又は交換の媒介に関する報酬の額 宅地建物取引業者（課税事業者）（消費税法第五条第一項の規定により消費税を納める場合）に限り、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される場合を含む。以下同じ。の売買又は交換の媒介の一方につき、それぞれ、当該売買又は交換に係る消費税等相当額を含まないものとし、又は当該交換に係る宅地又は建物の金額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。</p>
--	--------------------	---

(4) 事務所内部

(事務機・応接場所・電話等)

- ・ 事務所内部について、複数の方向から撮影し、壁面・出入口も含め部屋全体が写るようにしてください。
- ・ 事務所には事務機・応接場所・固定電話の三点を設置して、撮影してください。
- ・ 事務機と応接場所については、テーブルと椅子を共用しても構いません。
- ・ 固定電話は、親機子機を問いませんが、事務所内部に設置されていることが必要です。

